

群馬県出土の神ノ木式土器

谷 藤 保 彦

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1. はじめに | 3. 群馬から見た神ノ木式土器の検討と課題 |
| 2. 県内の出土事例 | 4. おわりに |

—論文要旨—

長野県茅野市神ノ木遺跡を標識遺跡として型式設定された神ノ木式土器は、長野県内だけではなく周辺地域にまで分布することが知られている。関東地方においても、『関山貝塚』（庄野 1974）の報告の中で神ノ木式の束の縄文の出土が知られ、秋池 武・新井順二の「群馬県における神の木・有尾式土器について」（1983）でもその存在が認知されていた。近年、群馬県内の神ノ木式土器の出土資料は少しづつ増加し、その分布も長野県に隣接する西毛地域から赤城山西麓まで確認されている。その中でも、安中市野村遺跡の調査では関山II式期の集落が検出され、多くの住居内から関山II式土器と共に神ノ木式土器が出土している。

本稿は、群馬県内出土の神ノ木式土器に着目し、共伴土器から土器型式の編年を確認した結果、戸田・瀧谷（1979）が示した編年を追認することができた。また、神ノ木式土器の成立の問題等、検討を要する点も明らかとすることができた。さらに、神ノ木式土器の分布は、関山II式土器を主体とする群馬県内にあって、後出の有尾式土器が主体をなす遺跡の分布に近いものがあることを知り得た。こうした状況は、群馬・長野に跨る土器文化圏の変遷や、縄文時代における地域色等、土器文化が意味する地域変容のあり様を垣間見ることができ、縄文時代研究にとって大きなテーマとなつてこよう。

キーワード

対象時代 縄文時代前期
対象地域 群馬県
研究対象 神ノ木式土器

1. はじめに

神ノ木式土器の研究史を振り返ると、神ノ木式土器は長野県茅野市神ノ木遺跡を標識遺跡として、昭和31年に刊行された『信濃考古綜覧上下巻』によって型式設定され、神ノ木式を関東地方の関山式と併行する時期とし、有尾式を関東地方の黒浜式と併行させ、神ノ木式が有尾式に先行する土器型式として編年的位置付けがなされた。翌32年には樋口昇一によって、神ノ木式土器の編年を逆転させる見解が示される経緯をもつ¹⁾。その後、大野政雄・戸田哲也は岐阜県堂之上遺跡の調査から神ノ木式と東海地方の清水ノ上II式が同時期の土器型式であるとし、併せて関山式の組紐と神ノ木式の束の縄文との関係等、関山式と神ノ木式の施文文様の関連を指摘している²⁾。戸田哲也・大矢（瀧谷）昌彦では、神ノ木式と有尾式の詳細な分析を行うと共に、神ノ木式と東海地方の清水ノ上II式・関東地方の関山II式に併行する編年を示し、特に神ノ木式土器の分析でその文様の特徴として櫛歯状連続刺突文の施文方法に触れ、刺突した際に少し横位に櫛歯をずらせて引く手法が指摘されている。また、神ノ木式から有尾式への変遷を説くなかで、その細分をも示唆している³⁾。

この神ノ木式土器の分布は長野県内にとどまらず、その周辺地域にまで及んでいることが知られている。

関東地方での神ノ木式土器の存在を指摘したのは庄野靖寿が最初であり、『関山貝塚』の報告の中で神ノ木式の束の縄文を抽出すると共に、『宮の原貝塚』でも束の縄文が出土していることを指摘している⁴⁾。群馬県内出土の神ノ木式土器については、秋池 武・新井順二の「群馬県における神の木・有尾式土器について」(1983)で下仁田町吉崎遺跡の資料が紹介され、その分布が西毛地域だけではなく北毛地域にまで広がることを指摘している⁵⁾。なお、この論考に先立つ秋池の「群馬県における有尾式土器」でも、紹介された吉崎遺跡出土資料の中に神ノ木式土器が含まれている⁶⁾。

関東地方で多くの神ノ木式土器の出土報告が知られるところではないが、今日の群馬県内における出土例をみると、その事例はかなり増加した状況にある。特に、住居等の遺構に伴う資料が多く、共伴する他型式土器も明らかとすることができます。そこで、本稿では群馬県内出土の神ノ木式土器を紹介し、共伴する他型式土器とのあり方を確認すると共に、その様相について考察していきたい。

2. 県内の出土事例

群馬県内での神ノ木式土器の出土資料は、近年少しづつ増加し、関山II式土器に伴って出土することが知られてきた。その分布も、長野県に隣接する西毛地域から赤城山西麓まで確認されている。その中でも特に、安中市

野村遺跡では関山II式期の集落が検出され、住居内から多くの神ノ木式土器が出土している。

ここでは、各遺跡から出土した資料について確認していく。なお、図示した土器は、神ノ木式土器を中心に抽出し、関山式土器については出土した遺構の時期がわかる主なものを示した。

下仁田町吉崎遺跡（図1 1～28）

図に示した資料は、「群馬県における神の木・有尾式土器について」(秋池・新井 1983)に掲載された資料である。論考ではI～IV類に分類され、I類に連続刺突文域は条線文を有するもの(1～9)、II類に連続刺突文以下が縄文または無文のもの(10～16)、III類に縄文のみのもの(17～23)、IV類にその他のもの(24～28)とし、全て神ノ木式土器として扱われている。

再確認すると、明らかに神ノ木式とは異なる型式の土器が含められている。IV類とされた28はロッキングによる貝殻復縁文で、浮島式土器である。27は図が不鮮明ではあるが貝殻背圧痕と思われる。25は斜位の条線ということであり、諸磯C式新段階の土器の可能性がある。24・25については不明。さらに、III類とされた17についても結束羽状縄文であり、諸磯式土器の可能性が高い。神ノ木式土器とすることのできるものは1～9・11・13～16で、櫛歯状連続刺突文（刺突した際に少し横位に櫛歯をずらせて引く）および櫛歯状条線文を組み合わせて文様を描く。10は口縁部に縦位の連点状刺突文を施す土器で、やや新しい傾向をもつ。12については不明。

安中市中原遺跡（図1 29）

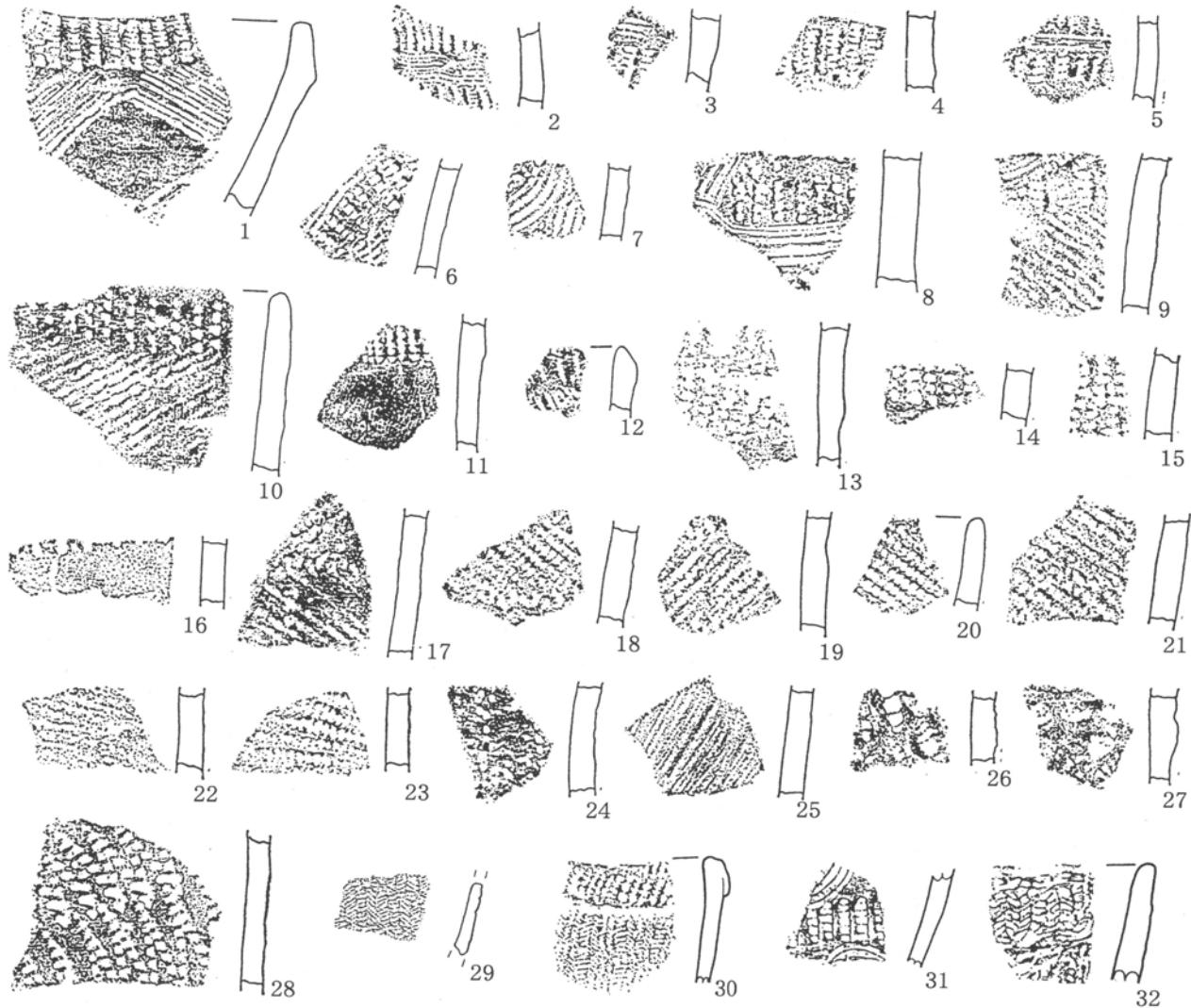
『中野谷地区遺跡群』(大工原・関根 1994)に掲載された資料である。J-1号住居から、関山II式の組紐と共に出土した束の縄文が施される土器。

安中市清水I遺跡（図1 30～32）

『清水I遺跡』(長井 1996)に掲載された資料である。30はJ-1号住居、31・32はJ-1号住居から出土した土器であるが、両住居共に有尾式期の住居で、関山II式のコンパス文や組紐と共に混在して出土している。30は口縁部が有段となり、以下の胴部に束の縄文が施されたもの。31は頸部に櫛歯状連続刺突文（刺突した際に少し横位に櫛歯をずらせて引く）、および櫛歯状条線文を組み合わせて文様を描くもの。32は口縁部以下に束の縄文を施したものである。

安中市野村遺跡（図2～7 33～101）

『東上秋間遺跡群発掘調査報告書』(千田・関根 2003)に掲載された資料である。この野村遺跡は、縄文時代中期の環状列石・敷石住居でも著名であるが、前期の関山II式期の環状集落も存在し、24軒の住居が検出されている。このうち神ノ木式土器が出土しているのは10軒あり、清水ノ上II式を出土させている住居が1軒存在する。現在のところ、関東で最も良好な資料を出土させた遺跡と



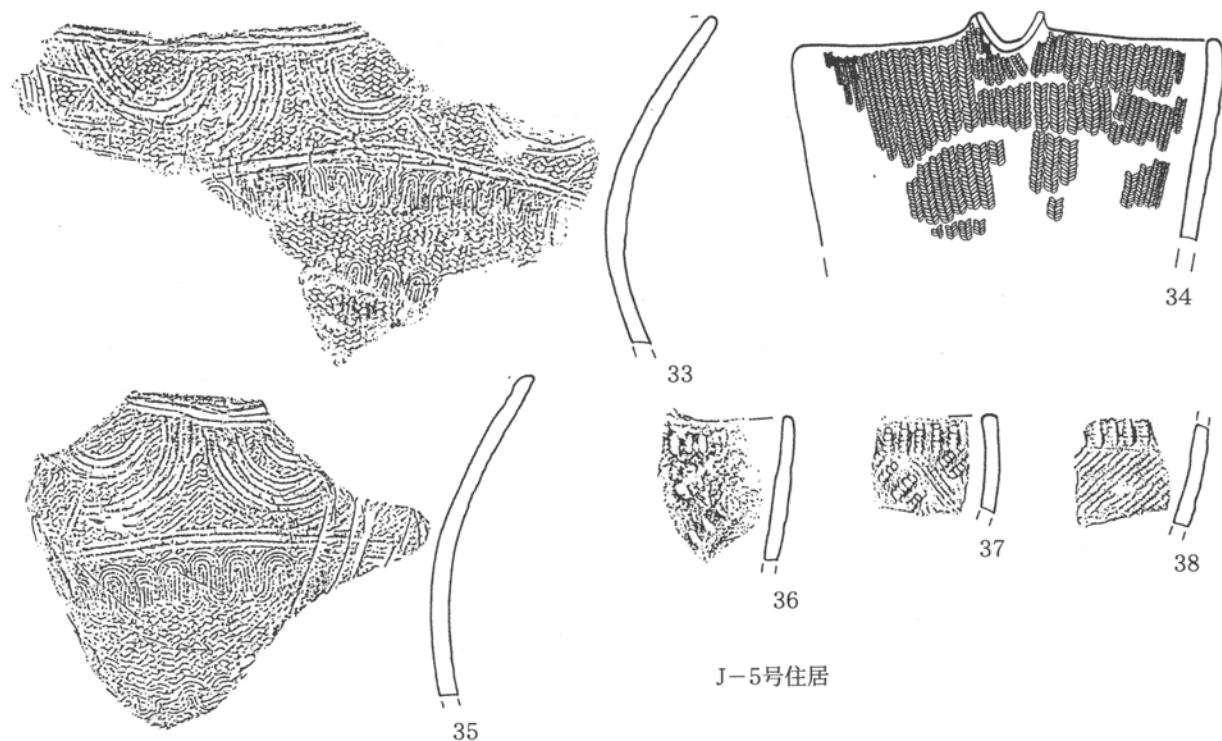
1~28 下仁田町吉崎遺跡
29 安中市中原遺跡J-1号住居
30 安中市清水I遺跡J-1号住居
31・32 安中市清水I遺跡J-2号住居

図1 群馬県内出土の神ノ木式土器 (1~29 S=1/4 30~32 S=1/3)

いえる。

J-4号住居からは地文組紐と縦長のコンパス文を施す関山II式を主体とし、胴部に束の縄文が施される神ノ木式土器の底部が出土しているが、本稿では図示しなかった。J-5号住居は33~34のように地文組紐とする関山II式を主体とし、注口土器を伴う。共伴する神ノ木式土器をみると、36・37は口縁部に縦位の櫛歯状連続刺突文帯を巡らせ、以下に斜位の櫛歯状連続刺突文および櫛歯状条線文を組合わせて文様を描く。38は胴部に櫛歯状連続刺突文をもつ。J-6号住居は39の4単位波状口縁となる注口土器および地文組紐となる関山II式土器、40~46といった櫛歯状連続刺突文および櫛歯状条線文を組合わせて菱状等の文様を描く神ノ木式土器、さらには

有尾式・諸磯b式土器が混在している。J-35号住居は47~49のような地文組紐や斜行縄文の関山II式を主体とし、50のような胴下半に多載竹管具による鋸歯文と刺突帶が巡らされる土器も出土している。神ノ木式土器では51のような波状口縁となるほぼ完形品も出土している。波状口縁の波頂部および波底部に台形状等の小突起を有し、口縁部および胴部に縦位の櫛歯状連続刺突文帯を巡らせて区画し、区画内に櫛歯状連続刺突文および櫛歯状条線文を組合わせて鋸歯状の文様を描いている。ただし、文様全体がかなり雑な感じである。52~55も櫛歯状連続刺突文および櫛歯状条線文を組合わせて文様を描いている土器で、52には垂下する隆帶がみられる。J-40号住居は56のような縦長のコンパス文と地文組紐やループ縄



J-5号住居

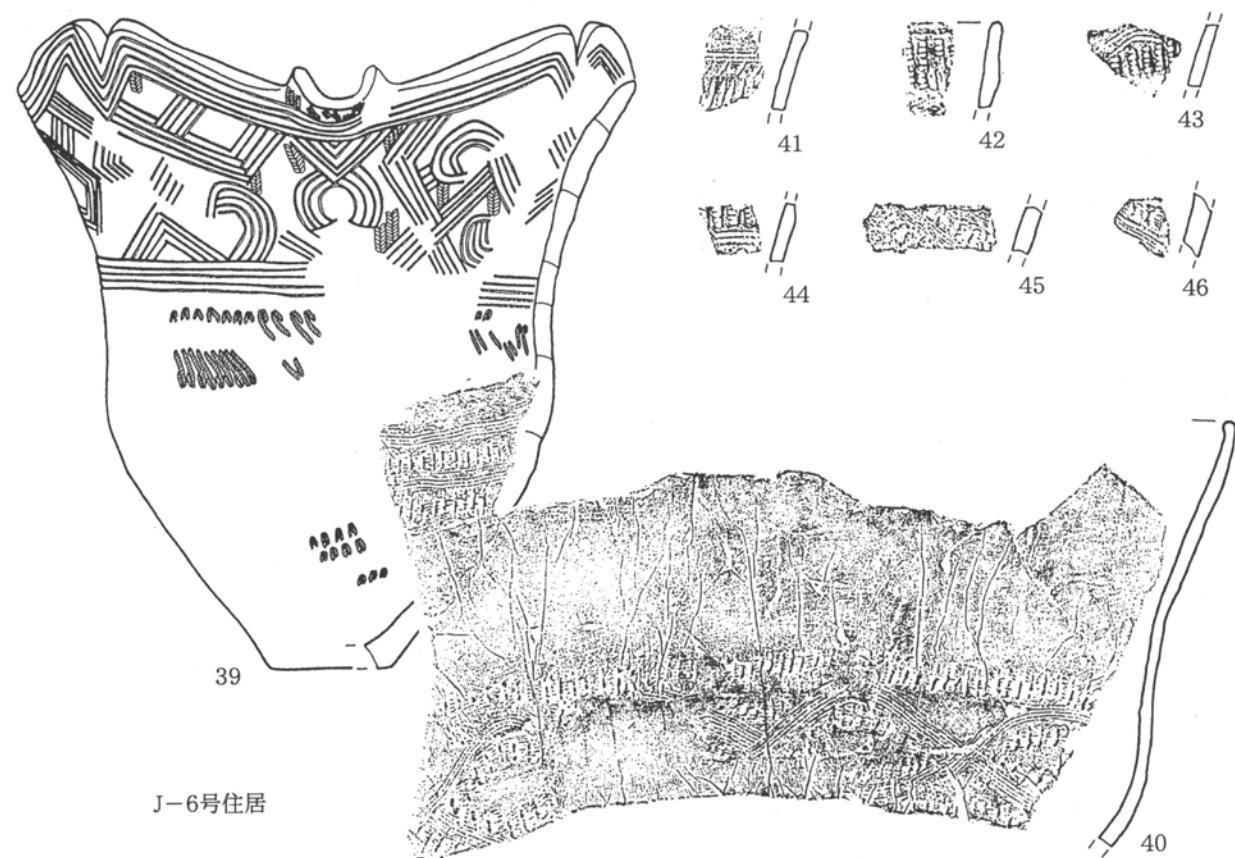
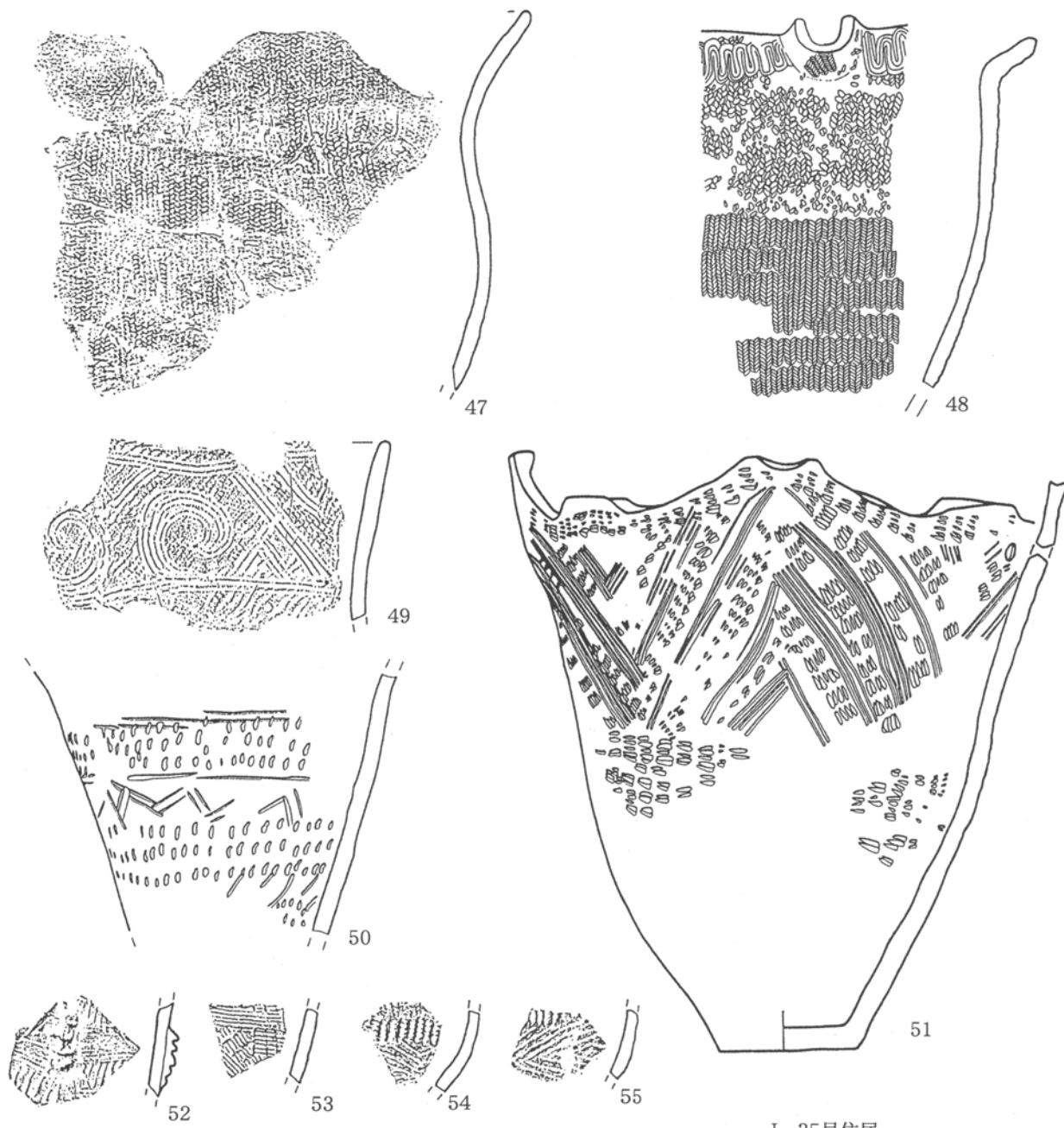
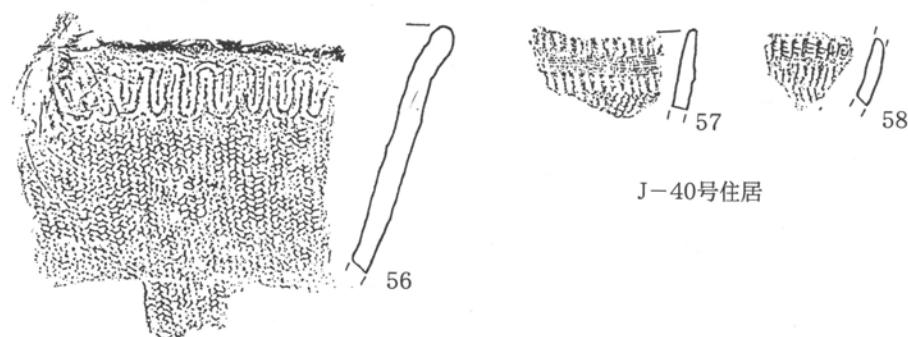


図2 群馬県内出土の神ノ木式土器 安中市野村遺跡(1) ($S=1/4$)



J-35号住居



J-40号住居

図3 群馬県内出土の神ノ木式土器 安中市野村遺跡(2) ($S=1/4$)

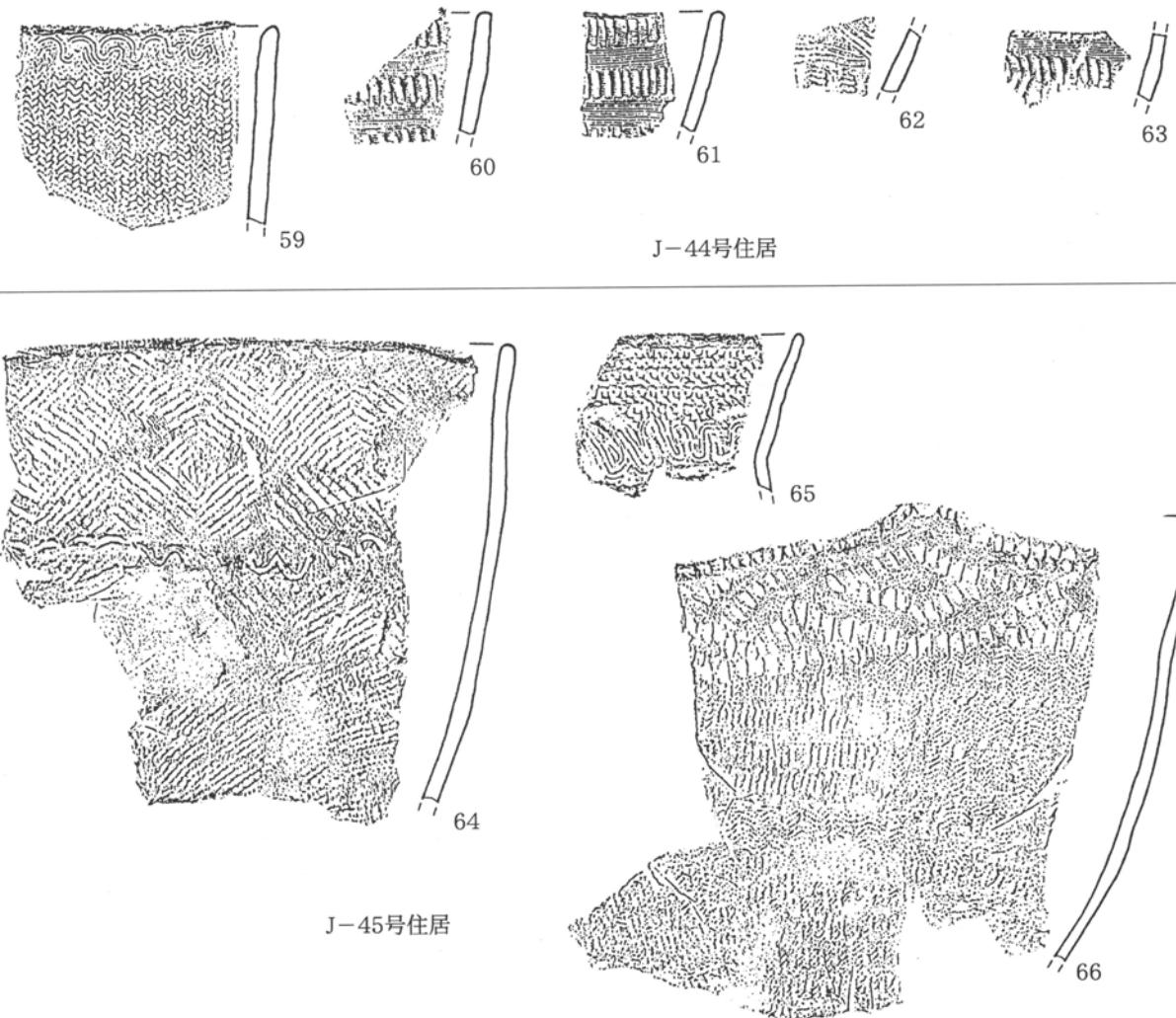


図4 群馬県内出土の神ノ木式土器 安中市野村遺跡(3) (S=1/4)

文・異条斜縄文といった関山II式土器と、57・58の櫛齒状連続刺突文および櫛齒状条線文を組合させて文様を描く神ノ木式土器が出土している。J-44号住居は59のコンパス文と地文組紐の関山II式土器と、60～63の櫛齒状連続刺突文および櫛齒状条線文を組合させて文様を描く神ノ木式土器が出土しており、さらに諸磯b式土器が多く混在している。J-45号住居は64・65のような縦長のコンパス文と羽状縄文・ループ縄文や地文組紐といった関山II式土器と、66の小波状口縁で口縁部に櫛齒状連続刺突文による菱状・鋸齒状の文様を描き、胴部に束の縄文が施される神ノ木式土器が出土している。J-47号住居は67の崩れたコンパス文をもつ深鉢土器や68の注口土器、地文組紐やループ縄文・異条斜縄文といった関山II式土器を主体とし、69のような口縁に台形状の突起を有し、口縁部に櫛齒状連続刺突文および櫛齒状条線文を組合させた鋸齒状の文様を描く神ノ木式土器が出土している。J-48号住居は70・71のようなコンパス文と地文組紐といった関山II式土器が出土し、72の櫛齒状条線による鋸齒状

等の文様を描く土器や、74の押し引きによる櫛齒状条線で鋸齒状(菱状)の文様とコンパス文を描く土器もある。神ノ木式土器では73の櫛齒状連続刺突文および櫛齒状条線文を組合せた文様を描く土器が出土している。J-50号住居は75のような平行沈線で菱状・鋸齒状・渦巻き状の文様やコンパス文と地文組紐や異条斜縄文といった関山II式土器と、76の口縁以下に羽状縄文を施す大型深鉢土器、77・78の鋸齒状の沈線を重畠させて孔子目状の文様を施す土器が出土している。さらに、79の波状口縁が有段となり、口縁部に縦位の押し引き様の文様を施し、器厚が薄いといった特徴をもつ清水ノ上II式土器が出土している。J-56号住居は80・81のようなコンパス文や地文組紐といった文様を施す関山II式土器と、82の口縁部に櫛齒状連続刺突文および櫛齒状条線文を組合せた鋸齒状(菱状)の文様を描く神ノ木式土器が出土している。遺構に伴わないグリッド出土の神ノ木式土器には、83・85～98といった口縁部文様に櫛齒状連続刺突文および櫛齒状条線文を組合せた文様を描く土器や、

84・90・91・99・100の胴部に束の縄文が施される土器がある。86・92は垂下する隆帯をもつ。84は口縁に台形状の突起を有し、口縁部に条線による菱形構成となる鋸歯状の文様と円文を描く。また、神ノ木式土器とは言い難いが、101の鋸歯状の条線を重畠させて孔子目状の文様を施文する土器も土している。

この野村遺跡出土の神ノ木式土器の櫛歯状連続刺突文は、そのほとんどが刺突した際に少し横位に櫛歯をずらせて引く手法をとるもので、連点状刺突文を施す土器の出土は見られない。また、神ノ木式土器と共に出土する関山式土器は、組紐盛行期以降の関山II式後半が主体であり、関山式の古い段階の土器の出土はほとんど見られない。

北橋村下箱田向山遺跡（図8 102～117）

『下箱田向山遺跡』（飯島・関根 1990）に掲載された資料である。検出された遺構の内、5・8号住居とされた2軒の住居が関山II式期の遺構で、関山II式土器に神ノ木式土器を伴っている。

102～105は5号住居から出土した土器で、102のように鋸歯文や円形・方形等の文様を施すもの、103のように縦長のコンパス文を施す注口土器、さらには蕨手状の文様を大きく描く土器等、関山II式の土器を主体としている。これに104・105の束の縄文を施した神ノ木式土器が出土している。106～109は8号住居から出土した土器で、106や107のように口縁部・胴部に縦長のコンパス文を施すものの、108の波状ないし鋸歯状の文様を平行沈線で描く土器、さらに口縁部に蕨手状の文様を大きく描く注口土器、地文組紐のみの注口土器等、多くの関山II式土器が出土している。この中に、109の束の縄文を施した神ノ木式土器が出土している。110～117は遺構外出土の神ノ木式土器で、胴部に束の縄文を施した土器である。

北橋村西ノ平遺跡（図9 118～121）

『西ノ平遺跡』（富澤 1996）として報告されたが、『北橋村村内遺跡IV』（富澤 1996）で詳細な報告がなされ、その後『北橋村村内遺跡VI』（長谷川 1998）に一部の資料が再録されている。住居が1軒検出されており、図に示した土器が出土している。118は注口土器で、地文に異条斜縄文が施され、鋸歯文や縦長のコンパス文が描かれる。119は口縁以下に斜縄文が施され、120は口縁以下に格子目状となる斜位の沈線が施されている。これらの関山II式土器に、121の清水ノ上II式土器が伴って出土している。この121は器厚が極めて薄く、表裏面に指頭圧痕を残す。波状口縁で口縁部がやや内反し、口縁部に縦位の刺突と爪刺突を巡らせ、胴部の屈曲部にも爪刺突を巡らせている。

赤城村勝保沢中ノ山遺跡（図9 122）

『勝保沢中ノ山遺跡I』（石坂 1988）に掲載された資料である。122は遺構外の出土であるが、口縁部にやや

らせ気味な縦位の櫛歯状連続刺突文と、同工具による櫛歯状条線を巡らせる土器である。他の遺構外出土遺物には、ニツ木式土器、関山式土器、有尾式土器等があるものの、関山式土器に伴うものと考えられる。

この他にも、松井田町人見大谷津遺跡でも関山II式期の住居が4軒検出されており、その内の3軒からは関山II式土器と共に、櫛歯状連続刺突文（刺突した際に少し横位に櫛歯をずらせて引く）・櫛歯状条線文、束の縄文といった文様を施す神ノ木式土器が出土している⁶⁾。

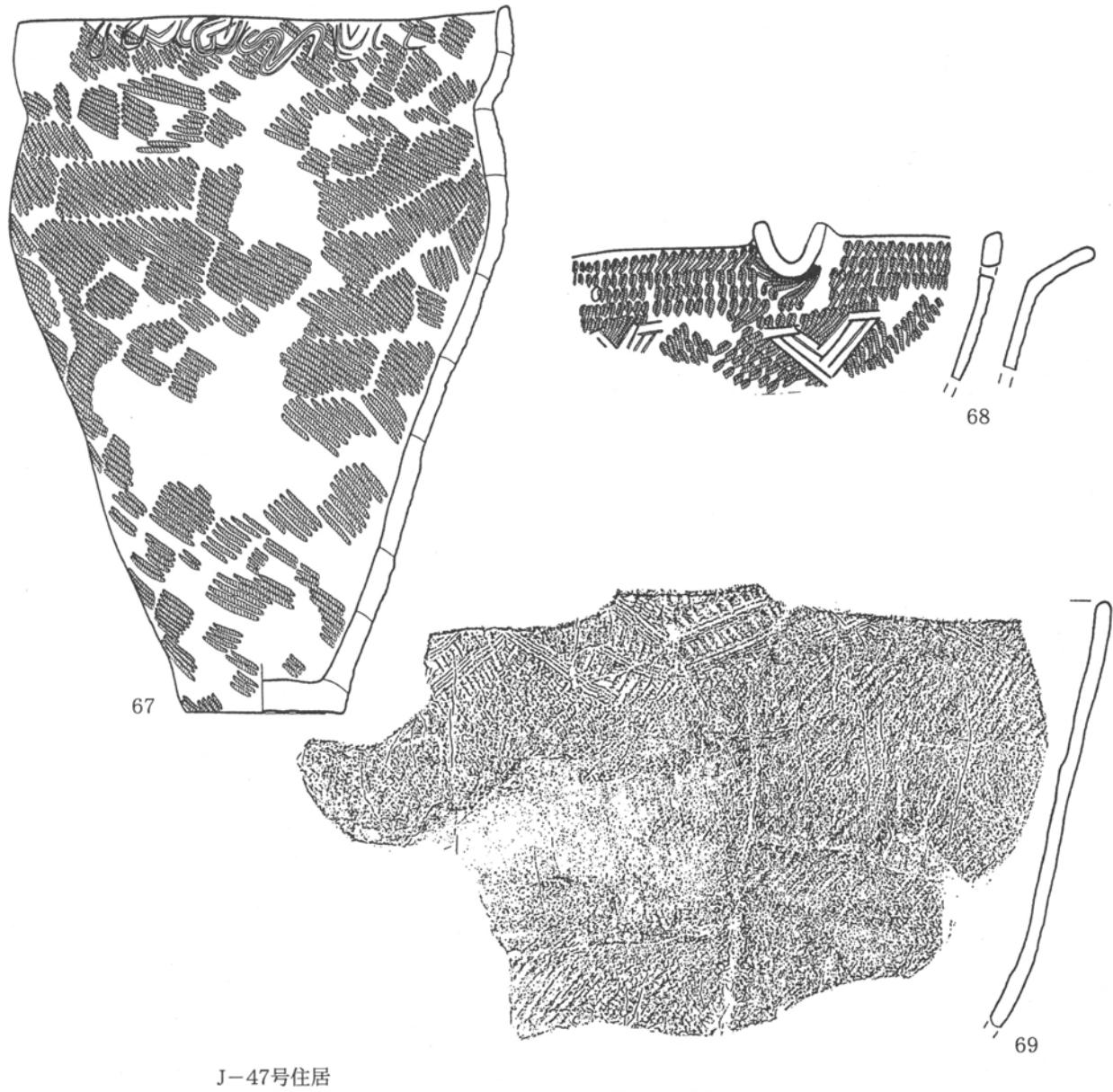
3. 群馬から見た神ノ木式土器の検討と課題

以上、群馬県内における神ノ木式土器の出土事例を確認してきた。その結果、長野県に接する西毛地域から赤城山西麓に至る山間部に分布することが確認でき、その出土量も遺跡の主体をなすものではないが、確実に遺構に伴い出土していることが理解できる。次に、神ノ木式土器のもつ問題について、周辺地域である群馬側から見た視点で若干の考察をしてみたい。

a) 神ノ木式土器の編年的位置付け

野村遺跡での出土のあり方から神ノ木式土器と伴出する土器をみると、そのほとんどが関山II式の中でも組紐盛行期段階以降の土器に共伴していることが明らかである。本来、神ノ木式土器の口縁部文様帶には地文をもたないはずであるのに、第7図84のように束の縄文が地文として施文される土器等、神ノ木式土器と関山II式土器の両者の要素を併せ持つ土器が存在しており、同時期の土器群であることを如実に物語っている。また、この野村遺跡の出土土器には、関山I式やII式の古い段階の土器は見あたらず、後出の有尾式・黒浜式土器は僅かに散見できるのみである。しかも、神ノ木式土器に施文される土器文様を観察すると、櫛歯状連続刺突文のほとんどが刺突した際に少し横位に櫛歯をずらせて引く手法をとるもので、連点状刺突文を施す土器の出土は見られない。このことは、戸田・瀧谷が指摘しているように⁷⁾、神ノ木式から有尾式への変遷の中で、縦位の連点状刺突文を施す土器群が中間的存在を示すもので、櫛歯状連続刺突文と縦位の連点状刺突文とには時間的差異があることを意味し、その結果として出土の実態があるものと考えられる。もっとも、縦位の連点状刺突文をもつ一群の土器は、有尾式土器の中でも古い段階に位置付けられると筆者は考えている⁸⁾。

さらに、野村遺跡J-50号住居や西ノ平遺跡J-1号住居にみられるように、関山II式土器に清水ノ上II式土器が共伴することも確認できている。つまり、編年的位置付けとして、関山II式後半に神ノ木式・清水ノ上II式が併行関係にあることを検証することができたことになる。ただし、神ノ木式土器成立にかかる問題が、今後



J-47号住居

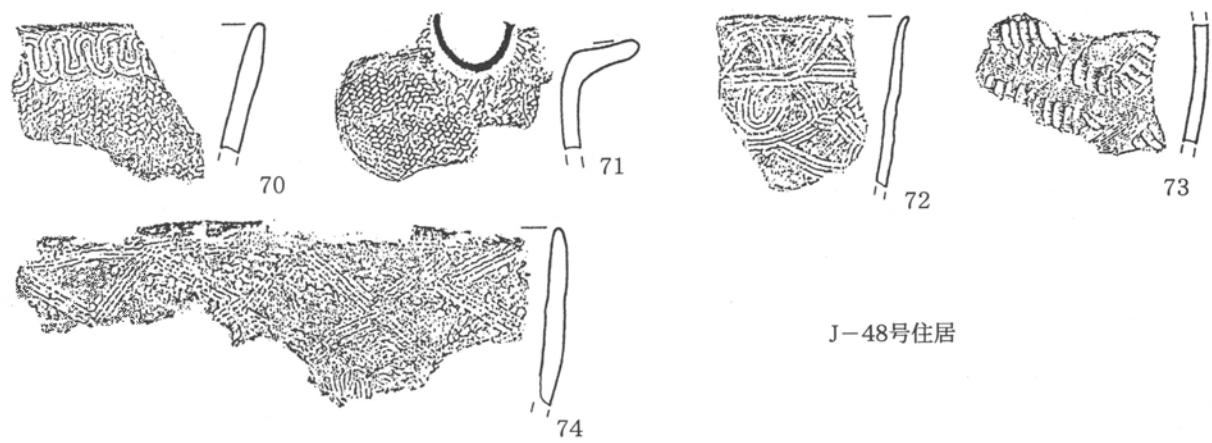
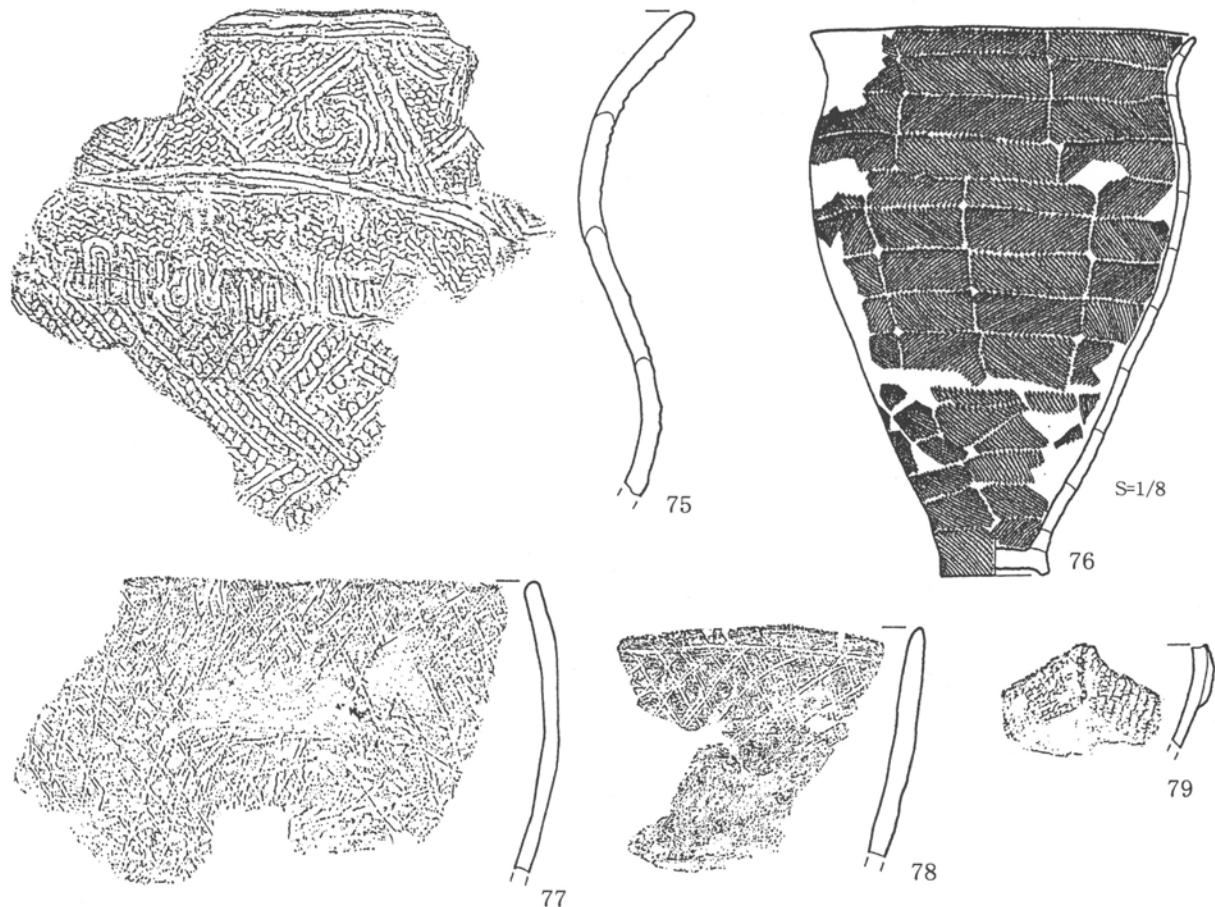
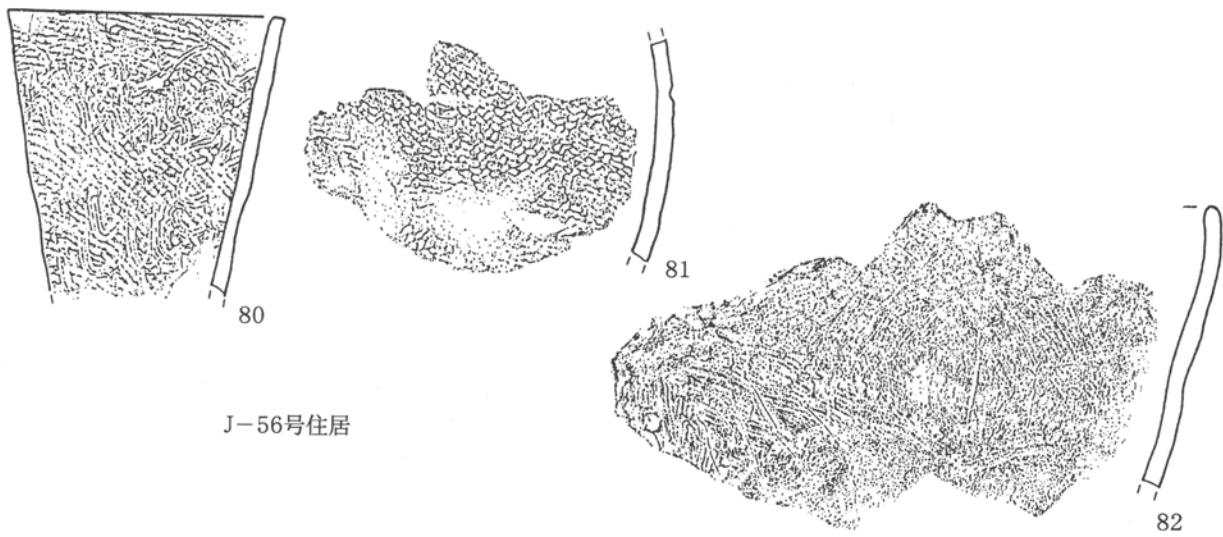


図5 群馬県内出土の神ノ木式土器 安中市野村遺跡(4) ($S=1/4$)

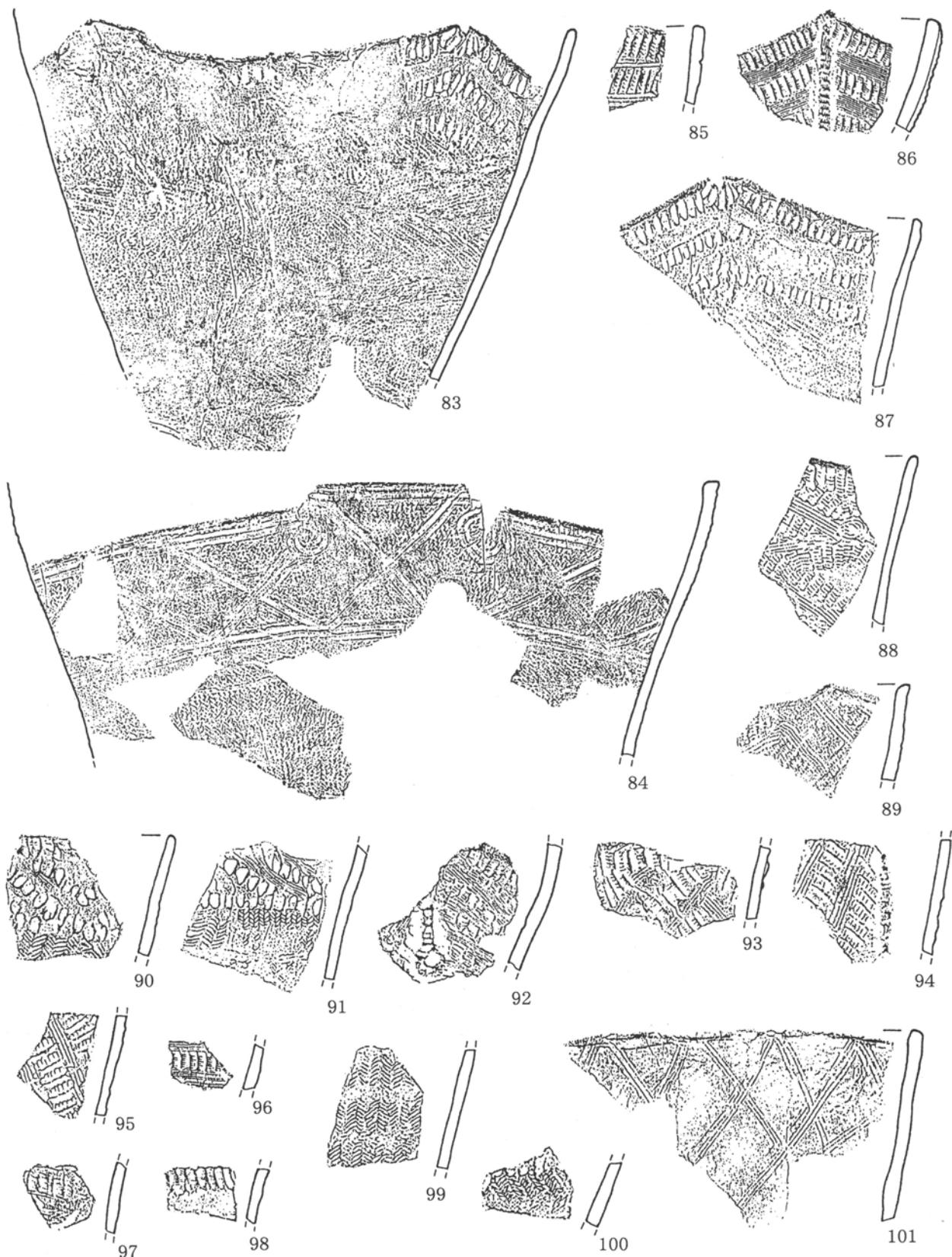


J-50号住居



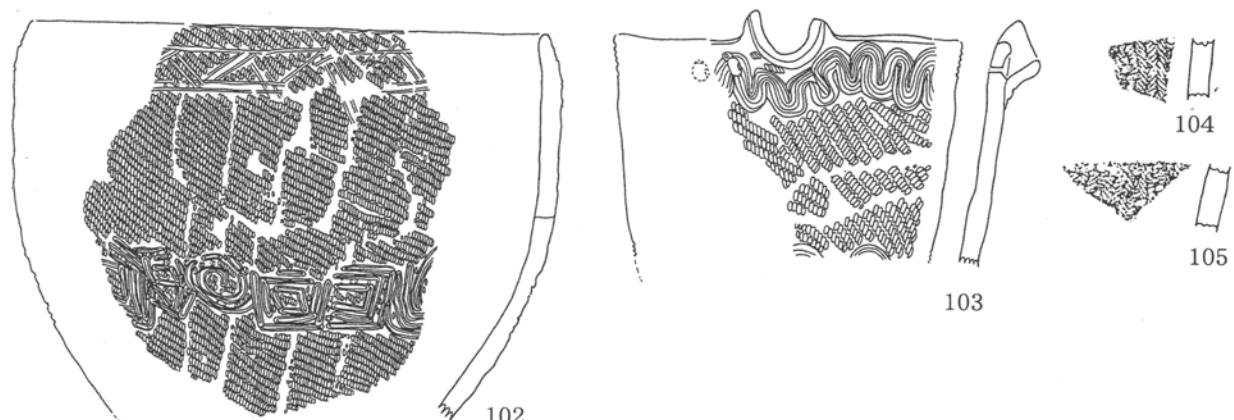
J-56号住居

図6 群馬県内出土の神ノ木式土器 安中市野村遺跡(5) ($S=1/4$)

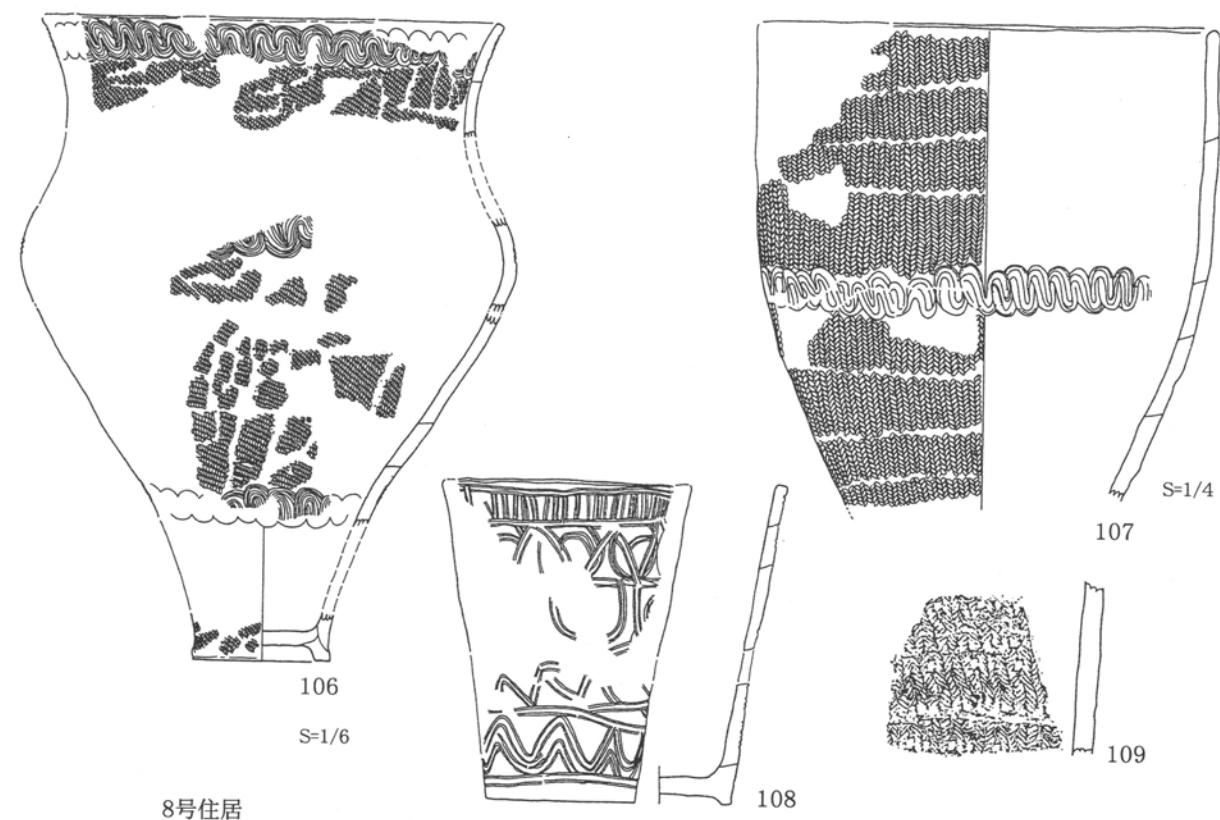


グリッド出土土器

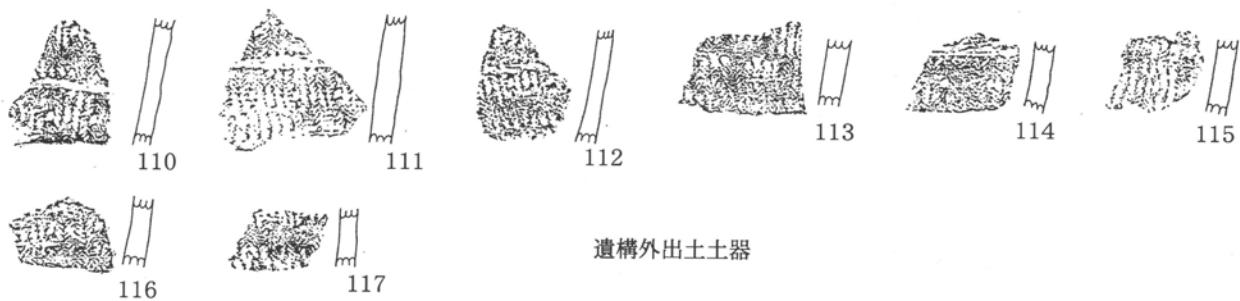
図7 群馬県内出土の神ノ木式土器 安中市野村遺跡(6) ($S=1/4$)



5号住居



8号住居



遺構外出土土器

図8 群馬県内出土の神ノ木式土器 北橘村下箱田向山遺跡 ($S=1/3$)

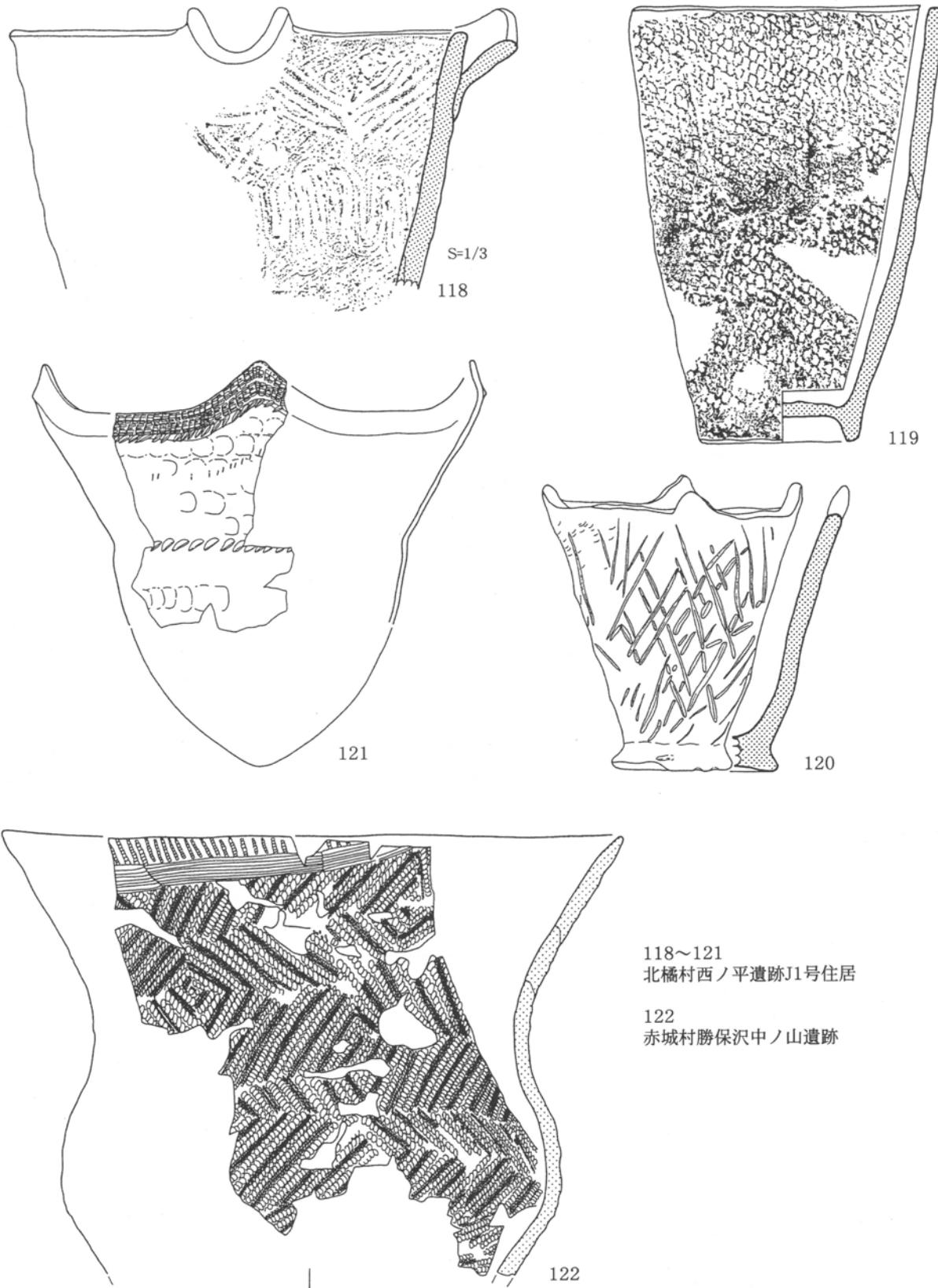


図9 群馬県内出土の神ノ木式土器 ($S = 1/4$)

の課題として残されている。

b) 神ノ木式土器の検討課題

先述したように、神ノ木式土器が関山II式でも組紐盛行期段階以降に併行する型式で、清水ノ上II式とも併行することは理解できたが、神之木式土器の成立の問題が大きくある。神之木式の櫛歯状連続刺突文による幾何学的文様の発生を、縄文施文からの置き換え、施文具の転換といった施文手法の変化との視点がある⁹⁾。問題は、それがいつの段階で起り始めたのかという点である。現段階での長野編年では、神之木式の前に中越III式（関山I式に併行）が位置付けられているが¹⁰⁾、中越式の中から神ノ木式へと変遷する要素があるとは考え難く（中越式土器の変遷は、文様の無文化傾向が強い土器群）、関山II式との関連も問われる中で、どこで変化が始まったのか今後の大きな課題である。

もう一つの検討課題として、今まで群馬県内において目にすることのなかった土器の存在である。第3図50の関山II式によく見られる平行沈線での鋸歯文に、爪状の刺突を連続的に施す土器であるが、この爪状の刺突は如何なるものであるのか。関山II式に普遍的に施文される文様とは思いがたいが、類例があればご教示頂きたい。また、第6図77・78や第7図101のような、口縁部以下に鋸歯文を重複させることで格子目状の文様を施文する一群の存在である。鋸歯文を基本としている点では、神ノ木式や関山II式と同様である。先出の木島式土器や中越式の有文土器に系譜を求めることができるであろうか、或いは清水ノ上II式の範疇に含まれるのであろうか。

これらの土器は、関山II式後半期に伴う土器であることは明らかで、今後検討を要する土器群である。

4. おわりに

群馬県内出土の神ノ木式土器から、その分布、土器型式編年の確認、そして今後の検討課題について触ってきた。共伴土器からする編年の確認では、戸田・濵谷が示した編年¹¹⁾を追認することができた。また、課題についても成立の問題等、検討を要する点が明らかとなった。

群馬県内での関山II式期の調査事例はそれほど多くない状況ではあるが、関山II式土器を主体とする群馬県内にあって、神ノ木式土器の分布は後出の有尾式土器が主体をなす遺跡の分布に近いものがある。このことは、土器を探求する筆者にとって、大きな鍵となり得る。関山I式の段階にあっては中部高地的な土器の流入はかなり少なく、関山II式期になると主体とはならないが神ノ木式土器が位置を占め、その後の有尾式の時期に至っては長野県から群馬県にかけての地域に強烈な土器文化圏が形成されていく様子が窺える。つまり、土器文様の変遷を追求する中で、群馬・長野に跨る土器文化圏の変遷を知ることができ、縄文時代における地域色、さらには土

器文化が意味する地域変容の様を垣間見ることができよう。

文末ではあるが、本稿を草するにあたり、関根慎二、綿田弘実、戸田哲也、濱谷昌彦の各氏からご助言いただいた。記して、感謝申し上げる。

註

- 1)『上原』(樋口 1957)では、変形刺突文土器（神ノ木式土器）が列点状刺突文土器（有尾式土器）よりも新しいとの見解を示したが、翌年の「長野県西筑摩郡開田村管沢遺跡調査概報」(樋口 1958)では、神ノ木式から有尾式へとした編年に戻している。
- 2) 大野政雄・戸田哲也 1978 『堂之上遺跡第1次～5次調査概報』
- 3) 戸田哲也・大矢（濱谷）昌彦 1979 「神之木式・有尾式土器の研究（前）—茅野市神之木遺跡採集の資料を中心として—」『長野県考古学会誌』34
- 4) 庄野靖寿 1974 『関山貝塚』埼玉県教育委員会
吉田 格・今村啓爾 1972 『宮の原貝塚』武藏野美術大学考古学研究会
- 5) 池武・新井順二 1983 「群馬県における神の木・有尾式土器について」『信濃』第35巻第4号
- 6) 松井田町教育委員会の壁 伸明氏に便宜を図っていただき、実見させていただいた。
- 7) 註3と同じ。
- 8) 谷藤保彦 1988 「北関東における有尾式土器の変遷」『考古学叢考下巻』
谷藤保彦 1997 「北関東地域における前期中葉土器群の実相」『第10回縄文セミナー 前期中葉の諸様相』資料集・記録集
谷藤保彦 1997 「考察」『神保植松遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 9) 註2・3と同じ。
- 10) 濱谷昌彦 1991 「中越式土器の研究—中越遺跡、阿久遺跡出土土器を中心として—」『縄文時代』第2号
- 11) 註3と同じ。

資料出典文献

- 石坂 茂 1988 『勝保沢中ノ山遺跡I』群馬県埋蔵文化財調査事業団
大工原豊・関根慎二 1994 『中原遺跡』『中野谷地区遺跡群』安中市教育委員会
飯島義雄・関根慎二 1990 『下箱田向山遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
富澤敏弘 1996 『北橋村村内遺跡IV』北橋村教育委員会
長井正欣 1996 『清水I遺跡』原市第一県営住宅遺跡調査会
長谷川福次 1998 『北橋村村内遺跡VI』北橋村教育委員会
千田茂雄・関根慎二 2003 『東上秋間遺跡群発掘調査報告書』安中市教育委員会